

## 飯山市国民健康保険運営協議会 会議録

- 1 日 時 平成30年6月1日(金)午後3時00分～午後4時14分
- 2 場 所 飯山市役所4階 全員協議会室
- 3 委員の出欠(敬称略、以下同じ)  
出席委員 岩村 弘 小林 賢一 服部 達史 横田 純  
三橋 寛一 岸田 勉 池田 澄子 阿部 澄雄  
高橋 春三 今清水 徳子  
  
欠席委員 山本 芳幸 宮本 秋博 関 聖二 高橋 智子  
石坂 克彦
- 4 説明等のために会議に出席した理事者・職員  
民生部長兼市民環境課長 清水 俊文  
市民環境課国保年金係長 中畠 静子  
" 国保年金係 小林 和幸 村山 富美
- 5 傍聴者 1 名
- 6 議 事 (1) 国民健康保険運営協議会について  
(2) 国民健康保険事業計画について  
(3) 国民健康保険特別会計について  
(4) 特定健診の受診状況について  
(5) 国保制度改正に伴う今後の予定等について  
(6) その他
- 8 会議録署名委員  
岩村 弘 委員 阿部 澄雄 委員

飯山市国民健康保険運営協議会規則第6条に基づき署名する

## 1 開 会

事務局：大変お忙しいなかお集まりいただき、ありがとうございます。ただいまより飯山市国民健康保険運営協議会を開催いたします。しばらくの間進行を務めさせていただきます民生部長の清水でございます。国保運営協議会規則第 5 条の規定により過半数の出席により運営協議会が成立いたします。15 名中 10 名の出席により会議が成立しましたことをご報告いたします。また、本日傍聴される方がいらっしゃいますので、予め留意事項について申し上げます。1 点目として会議中の発言については認められておりません。また会議進行の妨げとなる場合は退場していただく場合がございます。2 点目後日ですが会場内の写真撮影及び録音は原則認めておりませんのでご留意いただきたくお願い申し上げます。それでは皆様のお手元にあります協議会次第にそって進めさせていただきます。次第を 1 枚返していただきますと委員名簿がございます。備考欄に平成 30 年 4 月 1 日からとあります 2 名の委員の方について委嘱書を交付いたします。保険医代表の石坂委員につきましては本日欠席ですので後ほど交付いたしますが、飯山市保健補導員協議会代表の今清水委員につきましては、この場で市長より交付いたします。それではお願いいたします。

## 2 委嘱書交付

【市長より新委員へ委嘱書交付】

事務局：ありがとうございました。それでは 3 番のあいさつでございます。運営協議会長の池田会長からお願いいたします。

## 3 あいさつ

会 長：みなさんこんにちは。本日はお忙しい中、飯山市国民健康保険運営協議会にお集まりいただき心から感謝申し上げます。昨年来、飯山市国民健康保険課税額等について審議してまいりましたが 1 月 31 日の決定事項ののち、2 月 7 日に市長に答申書を提出させていただきましたことをここにご報告いたします。また、本日は平成 29 年度決算見込み、平成 30 年度事業計画及び当初予算概要について審議なされると思いますのでよろしくお願いします。

事務局：ありがとうございました。続きまして足立市長からご挨拶をお願いいたします。

市 長：皆様大変ご苦勞様でございます。6 月に入りまして大変お忙しい時期にご参集いただきまして御礼申し上げます。日本の保険制度については大変良くできておりまして国民が必ずどこかの保険制度に属しています。会社員等の方は被用者保険、雇用されていない方、自営業や単独で仕事をされている方は市町村国民健康保険に加入しております。この保険証によりどこの医療機関でも受診できるということは素晴らしい制度ではありますが、高齢化等により医療費も増加してきているため、国民健康保険の財政というのは全国の市町村、特に小さな市町村においては大変厳しいものがあります。こうしたことを踏まえ、国保制度が将来的にも持続できるよう、市町村から都道府県に財政の運営主体となった新しい国民健康保険制度が平成 30 年度よりスタートしました。運営主体は県になったわけですが国民健康保険税については従来どおり市町村で課税して徴収します。しかし個々の市町村でかなり差があり、県下で一斉に統一というのも難しい状況にあります。将来的には県で統一された基準

によるものとなっていくわけですが、その期間もまだ明確にされておりませんが 10 年くらいかけてやっていくのが良いのではないかなというところです。飯山市においても今日、29 年度の状況を申し上げ 30 年度の概要をご説明し現状をご理解いただく中で、どのような（国保税）負担のあり方をしていくのか、今後も委員の皆様にご検討をしていただくわけですが、何卒よろしく願いいたします。

事務局：ありがとうございました。なお市長につきましてはこの後公務がございますのでここで退席をいたしますが、よろしく願いいたします。

#### 【市長退席】

#### 4 会議録署名委員指名【会長が指名】

事務局：4 番の会議録署名委員の指名を会長よりお願いいたします。

会 長：それでは本日の会議録署名人として、岩村委員さん、阿部委員さんよろしく願いいたします。

【署名委員】 岩村 弘 委員 ・ 阿部 澄雄 委員

#### 5 議 事【進行：会長】

事務局：それでは 5 番の議事進行につきましては、池田会長よりよろしく願いします。

会 長：それでは議事進行について進めさせていただきますのでよろしく願いします。まず 1 番目としまして国民健康保険運営協議会についてお願いします。

事務局：本日の会議資料ですが、「飯山市国民健康保険運営協議会 次第」とあります冊子に基づいてご説明いたします。資料を 1 枚お捲りいただいたところに先ほど申し上げました委員名簿、またその次には 4 月 1 日付の国保年金係の事務分担表がございますのでご確認をお願いいたします。それでは資料 1 からご説明申し上げます。

##### (1) 国民健康保険運営協議会について

###### 【事務局（国保年金係）より説明】

- ・ 国民健康保険運営協議会について【資料 1 1 ページ～2 ページ、】
- ・ 飯山市国民健康保険条例、飯山市国民健康保険運営協議会規則【資料 1 3 ページ～6 ページ】

会 長：これについてはよろしいでしょうか。

委 員：保険医代表の会は 3 つだけですが委員は 5 人？

事務局：飯水医師会から推薦いただいた委員の方が3名となっております。他に飯水歯科医師会から1名、飯水薬剤師会から1名ご推薦いただきまして、保険医または保険薬剤師を代表する委員は5名となっております。

会 長：他によろしいでしょうか。

(質問なし)

会 長：それでは次に進めさせていただきます。2番目として「国民健康保険事業の概要について」資料2-1からをお願いします。

## (2) 国民健康保険事業計画について

### 【事務局（国保年金係）より説明】

- ・ 平成30年度 国民健康保険事業計画（案）【資料2-1 1ページ～4ページ】  
※事業計画（案）について概要説明

会 長：説明の中で質問、ご意見あればお願いします。

委 員：レセプト点検はどのような職員が行っているのか。

事務局：飯山市ではレセプトの専門知識を持っている方を臨時雇用し、月14日程度行っています。県の事務指導助言等で市町村において取り組むようになっていきます。

会 長：その他ございますか。よろしいでしょうか。以上の説明で「平成30年度飯山市国民健康保険事業計画」（案）についてご承認いただいてよろしいでしょうか。

(委員承認)

会 長：ありがとうございます。それでは次に進めさせていただきます。資料2-2でお願いします。国民健康保険特別会計についてお願いします。

## (3) 国民健康保険特別会計について

### 1) 平成29年度決算見込みと財政運営状況について

#### 【事務局（国保年金係）より説明】

- ・ 国民健康保険特別会計 平成29年度決算見込みと財政運営状況について  
【資料2-2 1ページ～4ページ】  
※ 決算見込みとして、歳入・・・2,879,764千円、歳出・・・2,844,849千円。  
※ 基金からの繰入はない。30,019千円積立となる見込み。(全体として、歳入・・・前期高齢者交付金の増、歳出・・・保険給付費、償還金の減)

会 長：何かご質問ございますか。

委 員：退職者分の保険給付費が少なくなっているのはなぜか？

事務局：退職者医療制度は平成 26 年度で廃止され、それまで残っている方が 65 歳になるまで継続されている分だけになります。

会 長：他にございますか。

委 員：3,000 万の黒字になりそうということだが、入りと出を同じくするというとか。

事務局：29 年度の決算見込みとして、国保基金に 3,000 万円積立できる予算の組み立てを最終補正でさせていただきました。医療給付費でまだ数値が動く部分を見込んで、余力を持った予算だったわけですが、29 年度の最終的な医療費支払いについてあまり大きく伸びなかったため、3,000 万円を基金に積み立てしてもなお、3,000 万円の繰越しができそうということになります。この 3,000 万円は平成 29 年度から平成 30 年度への繰越金になります。

会 長：その他ございますか。ないようでしたらこの決算見込みについてご承認いただいてよろしいでしょうか。

(委員承認)

会 長：ありがとうございました。では次に 2 番目の平成 30 年度当初予算の概要についてお願いします。

## 2) 平成 30 年度当初予算の概要について

### 【事務局（国保年金係）より説明】

- ・ 国民健康保険特別会計 平成 30 年度当初予算の概要について

#### 【資料 2-3 1 ページ～3 ページ】

※ 新国保制度に伴う予算編成。歳入・・・保険給付費支払いに対する県交付金等  
歳出・・・県より示された国保事業費納付金等  
歳入歳出当初予算 2,466,843 千円

委 員：歳入で国庫支出金分が少なくなっているのはなぜか？

事務局：財政の運営主体が都道府県になり、医療費に係る国からの交付金は都道府県に対し交付されるようになります。そのうえで市町村は都道府県からの交付金により医療費が賄われます。

会 長：その他ございますか。ないようでしたら、この内容でご承認いただいてよろしいでしょうか。

(委員承認)

会 長：ありがとうございます。それでは次にまいります。「特定健診の受診状況について」をお願いします。

(4) 特定健診の受診状況について

【事務局（国保年金係）より説明】

- ・ 特定健診の受診状況について【資料 2-4】

会 長：ありがとうございました。ご質問等ございますか。

委 員：健診や指導について目標値に届いていないので、目標値に近づくように努力や検討をしていかないのか。

会 長：広報活動はかなりされているとは思いますが。

事務局：健診の受診勧奨を続け、継続的に健診受診をしていただくようにします。  
目標値についてはこれまでの実績をふまえて、データヘルス計画を策定し、平成 35 年度までに健診受診率 70%、特定保健指導 45%を目指していきます。

委 員：データヘルス計画と第 3 期特定健診・特定保健指導実施計画にも健診やメタボ対策などの課題が記載されていますので、これについての分析や進捗状況をまた会議において示していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

会 長：そのような方向で懸案事項について検討し、進めていただくということでよろしいでしょうか。

(委員了承)

会 長：他によろしいでしょうか。では次の「国保制度改正に伴う今後の予定等について」をお願いします。

(5) 国保制度改正に伴う今後の予定等について

【事務局（国保年金係）より説明】

- ・ 国保制度改正に伴う今後の予定等について【資料 3 1 ページ～5 ページ】
  - ※ 新国保制度の概要、今後予定される協議事項等について説明。
  - ※ 秋以降に県から新年度の納付金額が示される予定だが、飯山市では、平成 30 年 2 月 7 日の答申を受け、資産割の段階的な見直しを含め、適正な飯山市国民健康保険税の課税率等について検討を進める。

会 長：ありがとうございました。今後、また具体的な審議が必要になり進められるかと思いますが、ここまでは昨年まで皆様に協議されていたこととなります。よろしいでしょうか。

(質問なし)

会 長：ありがとうございました。その他としてございますか。

委 員：以前にも聞いたと思うが、「所得割」「資産割」は何に対して掛けられたものか？

事務局：前年度の所得と固定資産税です。

県の保険料統一に向けて、おおよそ10年程度で資産割を段階的に見直していく必要が考えられます。毎年税率改正というのも難しいところがありますので、3年に1度くらいの見直しで、資産割を減らしながら均等割、平等割にもシフトしていくような方向性で検討いただければと思います。

委員：県の応能：応益はどうなっているのか？

事務局：県では、応能49：応益51となっています。対して飯山市では、応能57くらいなので応益より比重が多くなっています。他の市町村の状況も見ながら、今後、応益にシフトしていく調整の仕方をご検討いただきます。

会長：今後、難しい会議になることもあるかと思いますが、知恵を出し合うことで乗り切っていければと思います。提出された資料につきましては皆様の承認を得られましたので、これを基盤に進めていくわけですが大切な国保制度ですのでよろしく願いいたします。次回の会議は、また県から数字が示された折になろうかと思っておりますので、その際はよろしく願いいたします。それでは協議事項が終了しましたので、事務局にお返しいたします。

事務局：長時間にわたり、ありがとうございました。また、それぞれご承認いただきありがとうございました。先ほど申し上げましたように、今年度資産割の段階的な見直し等に取り組んでいきたいと考えております。県から示された段階でまた皆様にご協議いただきたいと思います。本日はありがとうございました。以上を持ちまして運営協議会を閉会いたします。

## 6 閉 会

(終了 16時 14分)